

「相続・贈与税顧問」

平成24年贈与税対応版のご案内 (Ver.H24.2)

平素、弊社製品をご愛顧いただき誠にありがとうございます。
 標記の件につきましてご案内申し上げます。
 よろしくご査収のほどお願いいたします。
 なお、当内容は、予告なく変更されることがあります。
 あらかじめご了承ください。

発売予定日

2013年1月下旬リリース予定

バージョンアップ対象

Ver.H24.1以降

電子申告更新用プログラムは、
2013年1月30日 公開予定

改正内容

税制改正内容

● 住宅取得等資金の贈与の非課税措置の拡充

(1) 非課税限度額の拡充

直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置について、非課税限度額（現行1,000万円）が拡充されました。また、適用期限（現行平成23年12月31日）が平成26年12月31日まで3年延長されました。

■ 受贈者ごとの非課税限度額

贈与年分	平成24年分	平成25年分	平成26年分
住宅の種類			
省エネ等住宅 ※1	1,500万円	1,200万円	1,000万円
上記以外の住宅	1,000万円	700万円	500万円

■ 東日本大震災の被災者 受贈者ごとの非課税限度額

贈与年分	平成24年分	平成25年分	平成26年分
住宅の種類			
省エネ等住宅 ※1	1,500万円		
上記以外の住宅	1,000万円		

※1 省エネ等住宅については一定の要件があります。

(2) 適用対象住宅用家屋の床面積の上限

適用対象となる住宅用家屋の床面積要件の上限が、東日本大震災の被災者を除き、240㎡とされました。

■ 床面積要件

贈与時期	平成23年12月31日以前	平成24年1月1日以後
東日本大震災の被災者	50㎡以上	50㎡以上
上記以外	50㎡以上	50㎡以上 240㎡以下

● 様式等変更（次の帳票の様式が変更されました）

第一表（平成22年分以降用）贈与税の申告書
第一表の二（平成24年分用）贈与税の申告書（住宅取得等資金の非課税額の計算明細書）
第一表の三（平成24年分用）贈与税の申告書震災に係る住宅取得等資金の非課税の計算明細書 ※2
第三表（平成24年分用）贈与税の修正申告書（別表）
第三表（平成24年分用）贈与税の修正申告書（別表の付表）
相続時清算課税選択届出書

※2 第一表の三は、相続・贈与税顧問 贈与税平成23年震災特例法対応版（Ver.H23.21）で対応しました。

システムの対応内容

● 帳票の変更

システムで対応している帳票の主な変更内容は次のとおりです。印刷フォーム、入力画面などを変更します。

表番号等	変更内容
第一表	・提出先 税務署長殿→税務署長 に変更
第一表の二	・年分 (平成23年分) → (平成24年分) に変更 ・チェックボックスの文言 (非課税制度) → (非課税) に変更 ・28欄削除 (以降の項番と計算式内項番変更) ・28欄 (1,000万円 (又は 1,500万円ー(28)) → (1,500万円又は 1,000万円) に変更 ・(注2文言)
第一表の三	・年分 (平成23年分) → (平成24年分) に変更 ・チェックボックスの追加と文言対応 ・番号変更 (34)~→(35)~ に変更 ・斜線部分→(36)非課税限度額 (注2) ・39欄 (1,000万円を限度..) → ((36)の金額を限度..) ・(注2)の文言追加
第三表 (別表)	・タイトル (平成23年分) → (平成24年分) に変更 ・28欄削除 (以降の項番と計算式内項番変更) ・28欄 (1,000万円 (又は1,500万円ー(28)) → (1,500万円又は1,000万円) に変更
相続時精算課税選 択届出書	・提出先 税務署長殿→税務署長 に変更 ・3添付書類 すべての書類→全ての書類 に変更

● 帳票の追加

次の帳票を新規に追加します。

第三表 (平成24年分用) 贈与税の修正申告書 (別表の付表)

※この帳票は、申告書第一表の三 (震災に係る住宅取得等資金の非課税の計算明細書) を提出した申告について修正申告する場合に記入し、申告書第三表と一緒に使用します。

保守にご加入されていない方

平成24年贈与税改正に対応した「相続・贈与税顧問 Ver.H24.2」は、
2013年1月下旬リリースです。お早目の保守ご加入をお願いいたします。

ポイント1

安心電話サポート

システムの操作に関する不明点をお問い合わせいただけます。

ポイント2

法改正・機能アップ製品の無償提供

法改正・機能アップ等に伴うバージョンアップ版を無償でご提供いたします。

ポイント3

原本ディスクの破損交換サービス

原本ディスクが破損してしまった場合、無償で交換いたします。(年間1回まで)



お問い合わせ先



北海道オフィスマシン株式会社

TEL 011-632-5005

弊社営業担当 または インストラクターまでご連絡ください